

政府・与党が派遣法案の成立を急ぐ理由

150814@NTT 労働者

2012(H24)年10月1日、労働者派遣法改正法が施行された。そのなかで派遣先に新たに課された以下の事項がある。

労働契約申込みみなし制度(2015(H27)年10月1日施行)

労働契約申込みみなし制度とは、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込み(直接雇用の申し込み)をしたものとみなす制度。2015(H27)年10月1日からの施行となっている。

違法状態とは、①派遣禁止業務の派遣、②未許可・無届の事業主からの労働者派遣、③派遣可能期間をこえての労働者派遣の受入れ、④脱法目的で行われた偽装請負等をさす。

こうした違法な派遣があった場合、派遣先と派遣労働者の間に、直接労働契約を成立させる、という派遣先に責任を取らせる制度。

これが施行されれば、専門26業務(期間制限なし)と雇いながら専門26業務以外の業務をさせ、3年を経過していた場合、直接雇用の問題が生じることになる。

今回の派遣法案は、10月1日「労働契約申込みみなし制度」の施行前に、①専門26業務と一般業務との区別をなくし、②すべての業務で三年を区切りとし、派遣労働者を入れ替えれば、企業はずっと派遣のまま使えるようにする、というもの。違法なものを合法化しようとする内容だ。

派遣業界からの強い要請に基づき政府・与党は、今回の派遣法案の成立を急いでいる。

これを「10・1問題」と言うらしい。